



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

平成 29 年 5 月号

《 所長便り 》  
GW も終わり、暑くなってきましたね。  
そろそろ弊社でもクールビズを始めようかと思ってます。

さて、今回は法定相続情報制度のご案内です。  
平成 29 年 5 月 29 日（月）から全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用できる、法定相続情報証明が発行できるようになりました。

この法定相続情報証明とはなんぞや？  
親などがなくなった後の相続手続きは、とても大変です。  
私も父親、母親と 2 回経験しましたが、いわゆる書類のプロでも面倒くさく、必要な書類がわかっていても、部数が足りなくなったりして、仕事を休まないといけなかったこともあります。

相続手続きには、預金（証券）口座などを解約して、相続人に引き継ぐ、不動産の名義を変更する、保険金を請求するなどがありますが、その手続きで概ね必要となってくるのが、

**亡くなった人（被相続人）が生まれてから死ぬまでの戸籍謄本**

なんです。  
なぜか？  
相続人の確定のために必要だからです。  
例えば、父親に隠し子がいたりすると、遺産分割そのものが無効になってしまうので、相続人をしっかり確定させるためです。

今回の制度により、その戸籍謄本が省略できるので、楽になったのかと思いきや、書類の流れとしては、

- ①生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍を集める。
- ②①に基づき、法定相続情報一覧図を作る。
- ③①と②を法務局（登記所）に持って行く。
- ④登記官は①②を確認し、一覧図の写しを交付。

ということになりますので、結局 1 部は取らないといけないということになります。  
少し楽になったけど、あんまり変わらないかなという実感ですね。

(記載例) 法定相続情報番号 0000-00-000000

**被相続人法務太郎法定相続情報**

最後の住所 ○県○市○町○番地  
出生 昭和○年○月○日  
死亡 平成 28 年 4 月 1 日  
(被相続人)  
法務太郎

住所 ○県○市○町○34番地  
出生 昭和 45 年 6 月 7 日  
(子)  
法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目 45 番 6 号  
出生 昭和 47 年 9 月 5 日  
(子)  
相続 俊子

住所 ○県○市○町三丁目 45 番 6 号  
出生 昭和○年○月○日  
(配偶者)  
法務花子

住所 ○県○市○町五丁目 4 番 8 号  
出生 昭和 50 年 1 月 27 日  
(子)  
登記 進

以下余白

作成日：○年○月○日  
作成者：○○○士 ○○ ○印  
(事務所：○市○町○番地)

✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認定文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

これは、平成○年○月○日に申出のあった当該保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日  
○法務局○出張所

登記官 ○ ○ ○ ○印

(注)本書は、提出された戸籍簿本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続き以外に利用することはできない。

整理番号 S 00000 1/1

○一覧図は、登記所において唯一の番号により保管・管理される。

異番号及び種別数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が 2 枚以上にわたる場合も想定

《 経営情報 》 文責：原田

●被相続人の居住用財産（空き家）を売ったときの特例

空き家対策の一環として、空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除が創設されました。一定の要件を満たした場合には、土地・建物の譲渡所得から最高 3,000 万円まで控除することができます。

特例を受けるための適用要件は何十個とあり複雑なので、簡単に要点だけ説明します。

- ・被相続人が住んでいた家屋と敷地を相続により取得
- ・その家屋について、
  - ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること
  - ②マンションでないこと
  - ③被相続人以外が住んでいなかったこと
- ・その家屋に耐震工事をして売却するか、家屋を取壊してから売却
- ・相続開始から 3 年以内の年の 12 月 31 日までに売却
- ・売却代金が 1 億円以下であること

など、他にもいろいろあります。

また、市役所などに申請して「被相続人居住用家屋等確認書」を交付してもらう必要があります。この申請にあたっては、取壊後の写真などの多くの書類を提出します。この特例を利用しようとする際は、適用要件を満たしているか、書類が揃うかどうかを事前に検討しておく必要があります。

《 今月の税務 》

- ・3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…5月31日
- ・9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…5月31日
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知 5月31日
- ・自動車税の納付 納付期限…5月31日
- ・所得税の予定納税額の通知 6月15日

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

《 行楽日記 》 文責：南

4月12日に浜松へ日帰り社内旅行に行つて来ました。パート社員も含め総勢20名、大型バスに乗り、午前9時出発です。



先ずは『いちご狩り』

ハウスに入ると美味しそうなイチゴの香り！大きなイチゴが沢山！もぎたてイチゴ、瑞々しく美味しかったです。

お話好きなハウスのご主人。

苺のあれこれを教えて下さいました。

次は老舗うなぎ屋『藤田』にて昼食。

肝吸や白焼き、うなぎ重にうなぎポーンなど、数種類のうなぎ料理に満足でした。

いっぱい食べていっぱい喋って、とても有意義な時間でした。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)